

再生手続開始の申立てに関するお知らせ

謹啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、医療法人社団 武蔵野総合病院及び川越予防医療センター・クリニックに格別のご厚情を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、弊法人は、平成28年12月27日、さいたま地方裁判所に民事再生手続開始申立てを行い、同裁判所及び同裁判所選任の監督委員荒木直人弁護士の監督の下、事業の再建を図ることとなりました。

まずは、皆様方に、多大なご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

しかしながら、民事再生手続は、破産とは全く異なり、事業の再建を目指すための手続であり、弊法人は、今後も病院事業を継続し、変わることのない良質な医療サービスの提供をしていく所存です。

弊法人は、今後ともより一層の医療サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

謹白

※患者の皆様へ

「武蔵野総合病院」及び「川越予防医療センター・クリニック」は、12月28日（水）以降も、従前と何ら変わらずに、診療を行いますので、ご心配なきよう、よろしく願いいたします。